



Grant Thornton

An instinct for growth™

ベトナムの税務査察 納税者が持つべき基礎知識

12 November 2014



ベトナムの税務査察 納税者が持つべき基礎知識

昨今、税務当局は企業に対する税務査察の実施を強化してきています。この税務査察の対象は、幅広く、また、税務リスクが高い兆候を示す企業、何年も税務査察を受けていない企業、何年も連続して損失計上している企業、拡張投資をしているまたは所有形態を変更している企業、関連者間取引が多く発生している企業などがターゲットになっています。

対象となる企業によって、全ての税目について税務査察を実施するか、いくつかの主要な税目のみ、あるいは、個人所得税のみ、移転価格のみなどテーマを一つに絞って税務査察を実施するかが税務当局により決定されます。

弊社が見るところでは、周到的な準備をし、また、過去の税務査察から得た経験のある企業では、税務査察も予想範囲内の結果になる一方で、税務査察前に事前の準備を十分に行っていない企業では、説明に長い時間を要した上に、不足税額の納税のみならず多額の罰金の決定を受ける企業もあります。これによって、企業業績への悪影響を受け、税法コンプライアンスの問題により企業ブランドも損われることになります。

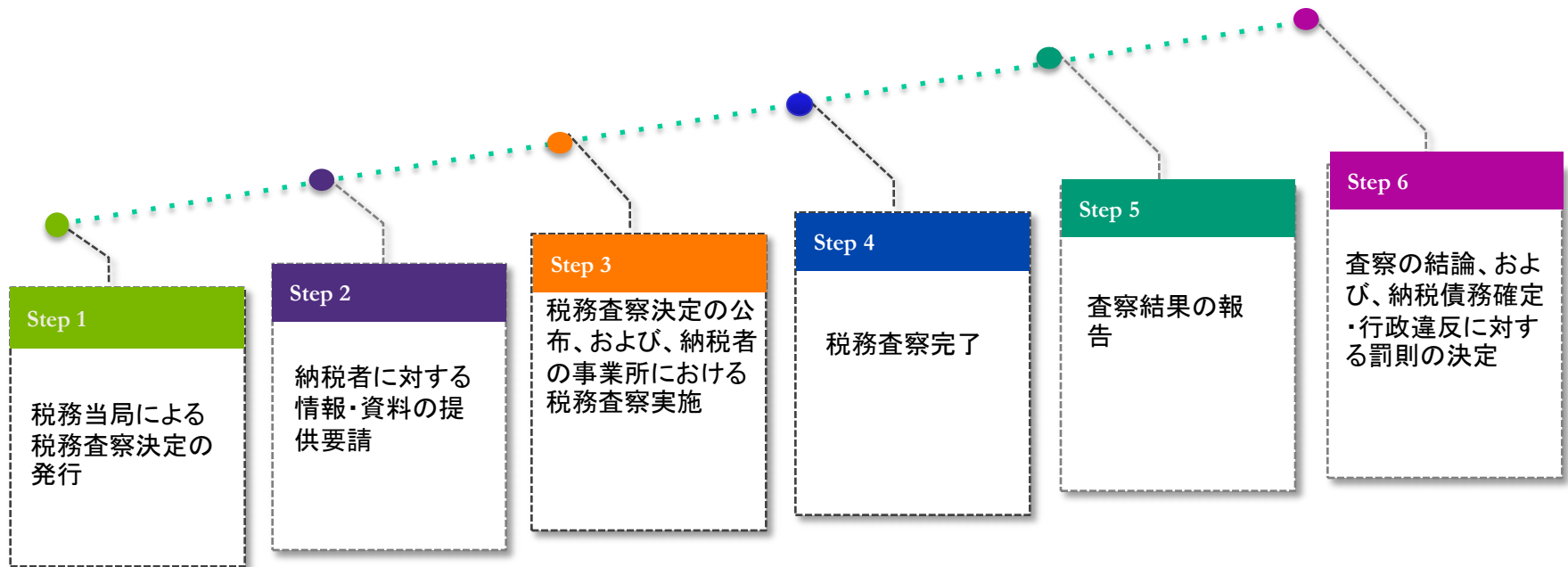
今回の Grant Thornton (Vietnam) の Newsletter では、税務査察の手続きに関する基本的知識、そして、納税義務の履行に伴うリスクの防止・軽減のノウハウについてご案内申し上げます。

注：ベトナムでの税務調査には、通常の一般的な税務調査の他に、特別のチームにより、全般的な税目ではなく一定の税目などに焦点を絞って実施される傾向のある税務査察と呼ばれる調査があります。今回の Newsletter では、この税務査察についてご案内しています。



納税者の事業所での税務査察の手続き

現行の規定によれば、税務査察の手続きは、以下の6つの基本的段階に沿って実施されます。



納税者の事業所での税務査察の手続き

Step 1: 税務当局による税務査察決定の発行

税務査察決定は、税務査察決定の発行日から3営業日以内に納税者へ送付されます。

Step 2: 納税者に対する情報・資料の提供要請

納税者の事務所における税務査察実施前に、査察チームは、査察内容に関連する情報・資料の提供、または、説明を要請する権利を持っています。

納税者は、査察の実施延期を依頼することができます(合理的な理由がある場合)。

納税者は、理由を明記して、査察延期の依頼文書を税務当局へ送付し、決定を待ちます。査察延期の依頼文書を受領した日から5営業日以内に、税務当局は、査察延期の了承有無に関して納税者へ通知します。

納税者が、税務管轄当局の決定を履行すべき日から3営業日を経ても税務査察決定を履行しない場合、または、納税者の事務所における税務査察中に税務管轄当局から要請を受けてから6営業時間以内を経ても、納税義務に関連する書類、資料、インボイス、証票、会計帳簿の提供を拒否、遅延または避ける場合には、行政違反の罰則措置を受けます。

納税者が査察チームへ提供すべき主要な資料は、以下のようなものです。

- 事業登録書類、または、投資証明書。
- 税務登録。
- インボイス使用の届出状況。
- 各種書類、インボイス報告書、会計帳簿、会計帳票、監査済財務諸表。
- 税務申告書類。
- 納税者の納税義務確定に関連する各種資料。

納税者が会計ソフトを使用している場合には、関連する電子ファイルも提供します。

税務査察の内容に関連しない情報・資料については、納税者は、提供を拒否する権利を持っています。

納税者の事業所での税務査察の手続き

Step 3: 税務査察決定の公布、および、納税者の事業所における税務査察実施

査察チームのリーダーは、査察決定の発行日から15日以内に、査察を受ける納税者に対して査察決定の公布をする責任があります。

納税者の事業所での税務当局による査察過程においては、以下のような点に留意する必要があります。

税務査察の期間:

| 税務査察決定の発行機関 | 税務査察の期間 (*) | |
|------------------------|-------------|--------|
| | 通常のケース | 複雑なケース |
| 税務総局 (GDT) | 45営業日 | 70営業日 |
| 省・中央直轄都市の税務局、区レベルの税務支局 | 30営業日 | 45営業日 |

(*) 査察期間は、査察決定の交付日から査察実施場所での査察完了日までの期間です。証明や証拠収集のために期間延長が必要と判断される場合、決定に基づく査察期間の完了日から5営業日前までに、査察チームのリーダーは、査察決定者へ期間延長の申請をするために査察部門の幹部へ報告をします。

査察期間の延長決定は、決定の形式で、一度だけ認められています。査察延長決定後の全期間は、複雑なケースの査察に対する期間を超えないこととされています。

税務査察過程での説明:

税務当局は、税務査察において、例えば、以下のようなことをします。

- 税務査察決定の内容の範囲内での資産確認。
- 納税者側の担当者による説明要請。説明は、口頭、または、文書による。
- 納税者側の担当者または法律上の代表者による、納税義務を証明する書類・資料に関する説明の録音。
- 必要に応じて、確認のための資料徴収確認書の作成。

納税者の事業所での税務査察の手続き

Step 4: 税務査察完了

税務査察完了日から5営業日以内に、様式に基づく結果確認書が作成されて、署名されます。

納税者は、税務査察確認書を受取り、税務査察チームから内容についての説明を受け、確認書の中に納税者側の意見を記載してもらう権利を持っています。

税務査察が完了しても納税者が税務査察確認書に署名しない場合、税務査察確認書の交付日から5営業日以内に、税務査察チームのリーダーは、行政違反の罰則確認書を作成して、査察決定の発行者による行政違反の罰則決定が発行されるよう査察部門の幹部へ報告します。また、同時に、税務査察確認書への署名を納税者へ要請します。

それでも納税者が税務査察確認書へ署名をしない場合、税務査察確認書の交付日から最長で30営業日以内に、税務当局長は、不足税額の徴収、税務行政違反の処罰、および、税務査察確認書の内容に基づく査察結論に関する決定を発行します。

Step 5: 査察結果の報告

税務査察完了日から15営業日以内に、税務査察チームのリーダーは、査察決定の発行者へ提出すべく、査察部門の幹部へ査察結果の報告をします。

Step 6: 査察の結論、および、納税債務確定・行政違反に対する罰則の決定

査察結論の内容が関連当局・機関の専門的な結論を待つ必要がある場合を除いて、査察結論報告の受領日から15営業日以内に、査察決定の発行者は、査察結論書を発行しなくてはなりません。



納税者の不服申立の権利

納税者は、税務当局による以下のような行政決定に対する不服申立をする権利を持っています。

- 1) 推計課税の決定。
- 2) 納税通知。
- 3) 税法違反行為に対する行政処罰決定。
- 4) 税務行政決定の強制執行決定。
- 5) 税務査察の結論。
- 6) 不服申立の処理決定。

税務当局、税務、租税職員、租税管理業務の委託を受ける者による行政行為に対して、その行為が法令違反、納税者の合法的権利・利益の侵害だと考えられる証拠がある場合、納税者は、不服申立をする権利を持っています。

納税者による不服申立については、2011年11月11日付け不服申立法 No. 02/2011/QH13 dated 11 November 2011をご参照下さい。

税務査察を受ける際に伴う納税者のリスク

- ウェブサイトまたは新聞での租税行政違反に関する情報の公表。
- 申告ミス、申告書の未提出・提出遅延など租税手続違反による行政罰。
- 発見された不足税額の納税。
- 納付遅延による1日あたり0.05%または0.07%(年あたり23.75%または25.55%に相当)の延滞税。
- 10% または 20% の過小申告加算税。
- 脱税行為、税務不正行為に対する脱税額・不正額の1倍から3倍までの重加算税。脱税額・不正額が100百万VND以上と算定される場合、場合により、法律上の代表者、および、関係者(財務責任者、チーフアカウンタント、会計担当者など)は、現行の刑法に基づいて、刑事責任の訴追を受ける可能性もあります。

リスク防止・軽減のために税務査察前に実施すべき方策

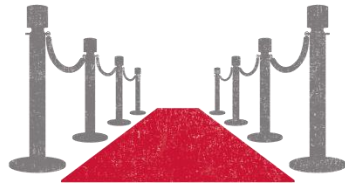
- (1) 税務申告書類を定期的に精査して、修正すべき事項を発見した場合には修正申告を行います。この修正申告は、税務当局による税務査察の決定前に行う必要があります。
- (2) 関連者間取引における市場価格算定に関する財政省ガイダンスに基づいて、移転価格証拠書類を毎年アップデートします。
- (3) 税務申告書類や移転価格証拠書類の精査、または、税務当局への説明などに際して支援が必要な場合には、Grant Thornton (Vietnam) の税務専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

この Newsletter の情報は、発行時点での税務関連法令から抜粋・要約しています。弊社 Grant Thornton (Vietnam) は専門家として、内容がクライアント様に有益であると考えていますが、この Newsletter は情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロード
下記サイトへアクセス下さい。
www.gt.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

安永 梢 (Kozue Yasunaga)

Senior Manager - Japanese Desk
D +84 8 3910 9260
E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

© 2014 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton (Vietnam) Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

Questions & feedback

